



2024年7月5日

各 位

会社名 丸 一 鋼 管 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 鈴木 博之  
(コード番号 5463 東証プライム市場)  
問合せ先 常務執行役員 管理部門管掌  
石松 伸一  
(TEL06-6643-0101)

### 当社取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 第1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年8月2日（当社取締役）（退任者を含む。） 2024年9月27日（当社子会社取締役、当社従業員及び当社子会社従業員）
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 1,503,000株
(3) 処分価額	1株につき3,802円
(4) 処分価額の総額	5,714,406,000円
(5) 割当予定先	当社取締役（※） 3名 21,300株（RS及びPSU） 当社取締役（退任者）1名 4,200株（PSUのみ） 当社従業員 551名 1,264,000株（RSのみ） 当社子会社取締役 5名 19,000株（RSのみ） 当社子会社従業員 84名 194,500株（RSのみ） （※）社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分（当社取締役に対するRSの処分を除く。）については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

#### 第2. 処分の目的及び理由

##### 1. 譲渡制限付株式報酬（付与）制度

当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度

(以下「本RS制度」といいます。)を導入することを決議し、また、同年6月25日開催の第85回定時株主総会において、①本RS制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の枠内で、当社の取締役に対して年額5千万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から50年間とすること、及び③譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合には譲渡制限を解除することにつき、ご承認をいただいております。また、本RS制度により取締役発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年2万株以内とすることとしています。

また、当社は、2023年12月7日開催の取締役会において、当社の従業員等を対象に、従業員等が当社と理念・ビジョンを共有し、個人の成長を企業価値向上につなげ、より働き甲斐を実感できるよう、職場環境の整備や様々な教育・研修制度の拡充を進めると共に、従業員等のエンゲージメントを深めることを目的として、譲渡制限付株式付与制度を導入することを決議しました。

その上で、今般、当社は、(i) 本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役3名(以下「RS対象取締役」といいます。)に対し、本RS制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計23,952,600円を付与しました。また、(ii) 当社は、本日開催の取締役会の決議により、上記の目的を達成するべく、当社の従業員551名(以下「対象従業員」といいます。)に対し、当社に対する金銭債権合計4,805,728,000円を、(iii) 当社の子会社である丸一鋼販株式会社は、その取締役会決議により、同様の目的から、同社の取締役5名(以下「対象子会社取締役」といいます。)に対し、金銭報酬債権72,238,000円を、(iv) 当社の子会社である丸一鋼販株式会社は、その取締役会決議により、同様の目的から、同社の従業員84名(以下「対象子会社従業員」といいます。)に対し、金銭債権739,489,000円を付与しました。当社は、これらの金銭(報酬)債権の合計円を現物出資の目的として(募集株式1株につき出資される金銭報酬債権(金銭債権)の額は金5,641,407,600円)、当社の普通株式1,483,800株(以下「本RS割当株式」といいます。)を処分することを決定いたしました。

#### <RS対象取締役と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社とRS対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### (1) 譲渡制限期間

RS対象取締役は、2024年8月2日(払込期日)から2074年8月2日までの間、本RS割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

RS対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了日において、本RS割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、RS対象取締役が、譲渡制限期間において、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、当該退任の直後の時点において、本RS割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

##### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本RS割当株式を

当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本RS割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、RS対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本RS割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

<対象子会社取締役と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象子会社取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象子会社取締役は、2024年9月27日（払込期日）から当社又は当社の子会社の役員又は従業員の地位を喪失するまでの間、本RS割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象子会社取締役が、譲渡制限期間において、当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役員又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点において、本RS割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本RS割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本RS割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象子会社取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本RS割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

<従業員と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。また、対象子会社従業員との間でも、概ね同様の内容の譲渡制限付株

式割当契約を締結いたします。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2024年9月27日（払込期日）から当社の従業員の地位を喪失するまでの間、本RS割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間において、定年退職、死亡その他当社代表取締役が正当と認める理由により当社の従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点において、本RS割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本RS割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本RS割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本RS割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

## 2. 業績連動株式報酬制度

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「PSU対象取締役」という。）を対象に、PSU対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする報酬制度として、業績連動型株式報酬（譲渡制限付）制度（以下「本PSU制度」といいます。）を導入しており、同年6月24日開催の第88回定時株主総会において、①本PSU制度に基づき、当社普通株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の枠内で、当社の取締役に対して年額1億5千万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②本制度によりPSU対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年3万株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本PSU制度は、当社の中期経営計画に基づく業績の達成度合いに応じて、PSU対象取締役に對して業績評価期間終了後に当社の普通株式を発行又は処分する制度であり、本制度に基づく業績連動型株式報酬は、中期経営計画の対象期間に含まれる各事業年度を業績評価期間とする単年度評価分と中期経営計画の対象期間である3事業年度を業績評価期間とする複数年度評価分により構成されます。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、(i) 2024年3月期を業績評価期間とする単年度評価分の業績連動型株式報酬として、当該業績評価期間における当社のPSU対象取締役4名（うち退任者1名）に対し、本PSU制度の目的、当社の業績評価期間における業績、各PSU対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計36,499,200円を、また、(ii) 2022年3月期から2024年3月

期までを業績評価期間とする複数年度評価分の業績連動型株式報酬として、当該業績評価期間における当社のPSU対象取締役4名（うち退任者1名）に対し、本PSU制度の目的、当社の業績評価期間における業績、各PSU対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計36,499,200円を付与しました。当社は、これらの金銭報酬債権を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金3,802円）、当社の普通株式19,200株（以下「本PSU割当株式」といいます。）を処分することを決定いたしました。

なお、本PSU制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給を行うに当たっては、当社とPSU対象取締役（ただし、退任者を除きます。）との間で、①一定期間、割当を受けた当社株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には、当社が当該株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることが条件とされており、本自己株式処分に伴い、当社とPSU対象取締役（ただし、退任者を除きます。）との間において締結する予定の譲渡制限付株式割当契約の概要は以下のとおりです。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

##### (1) 譲渡制限期間

PSU対象取締役は、2024年8月2日（払込期日）から当社の取締役の地位を退任した直後の時点までの間、本PSU割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2) 譲渡制限の解除

PSU対象取締役が、当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、当社の取締役会で定める一定の非違行為があった場合その他当社の取締役会が本PSU制度の趣旨を達成するために譲渡制限を解除すべきでないとする事由がある場合を除き、譲渡制限期間が満了した時点において、本PSU割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

##### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本PSU割当株式を当然に無償で取得する。

##### (4) 株式の管理

本PSU割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、PSU対象取締役が野村証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。当社は、本PSU割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各PSU対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、PSU対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

##### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本PSU割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

### 第3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本RS制度及び本PSU制度に基づき割当予定先に支給された金銭（報酬）債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年7月4日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,802円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上